課 名:建築指導課

電 話:092-643-3719

担 当:衣川、河原畑

指名停止措置状况書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者:

北九州市門司区春日町18-17

有限会社 本屋敷建設

2 指名停止の期間:

令和7年4月10日 ~ 令和7年6月9日(2ヵ月間)

3 事実概要:

(有)本屋敷建設の元代表取締役が、代表取締役であった当時の事案について禁こ以上の刑を宣告された。

4 指名停止の理由:

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第13号に該当することから、指名停止2ヵ月間とする。

【福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 別表その2第13号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又	当該認定をした日から
は建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認め	1ヵ月以上9ヵ月以内
るべき肩書を付した役員を含む。)が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑	
により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不	
当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法若しく	
は暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)の規定によ	
る罰金刑を宣告され、県発注工事の請負契約の相手方として不適当で	
あると認められるとき。	